

8.人件費水準規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、任意団体 能登復興建築人会議（以下「当団体」という）の業務委託者に対する委託料の算定基準および調整方法を定め、適正かつ透明性のある経費運用を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、当団体が委託する事務局業務およびその他の業務委託契約に適用する。

第2章 委託料の基準と調整

第3条 (委託料の算定基準)

委託料は、以下の要素を考慮して算定する：

- (1) 委託業務の内容および量。
- (2) 業務遂行に必要な専門性および経験。
- (3) 労働市場における適正な報酬水準。
- (4) 当団体の財務状況。

第4条 (委託料の調整)

1 委託料は、以下の場合に役員会の承認を得て調整することができる：

- (1) 業務量の増減が発生した場合。
- (2) 業務遂行が難しい期間がある場合（例: 長期休業、自然災害など）。
- (3) 財務状況が著しく変化した場合。

2 調整内容は業務委託契約書に明記するものとする。

第3章 業務内容の明確化

第5条 (業務範囲)

業務委託契約に基づく具体的な業務内容は、契約書に明記するものとする。

- (1) 事務局業務：会計処理、文書管理、会員連絡、総会および役員会の運営補助。
- (2) その他の業務委託者：契約に定められた範囲での専門的業務の実施。

第6条 (成果物の提出)

業務委託者は、契約に基づく業務の成果物を指定された期限内に提出するものとする。

第4章 契約の管理および監督

第7条 (契約の締結および更新)

- 1 業務委託契約は、毎年度見直しを行い、必要に応じて更新するものとする。
- 2 契約締結時には、業務内容および委託料を明確にした契約書を作成する。

第8条 (業務の監督)

- 1 業務委託者の業務遂行状況については、役員会または指定された役員が監督するものとする。
- 2 必要に応じて、業務進捗状況を確認するための報告書を求めることができる。

第5章 規程の改廃

第9条 (改廃手続)

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。